

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年10月24日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0012 札幌市中央区北12条西20丁目2-1 札幌市中央卸売市場 水産棟4階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課
電話 011-611-3111 FAX 011-611-3138

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央卸売市場構内等除排雪業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

ア 札幌市中央卸売市場構内（札幌市中央区北12条西20丁目）

イ 札幌市中央卸売市場水産保冷配送センター（札幌市中央区北13条西19丁目）

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者であること。また、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(3) 過去2年間に38,000㎡以上の駐車場等の構内除排雪の契約を本市その他の官公庁と1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績があること。

- (4) 本業務の履行に必要な下表に示す除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業へ従事させることができること。

除 雪 機 械	台 数
タイヤショベル・スノーバケット付（容量 1.2 m ³ 以下）	1 台
タイヤショベル ホイール型（容量 1.4 m ³ 以上～2.0 m ³ 以下）可変プラウ付	1 台
タイヤショベル ホイール型（容量 2.1 m ³ 以上）可変プラウ付	4 台
除雪グレーダ 油圧式（ブレード幅 3.7m 以上）	1 台
ロータリ除雪車 160 k w (220ps) 以上	1 台
バックハウ 0.7 m ³ 以上	1 台

- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ。また、札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

（掲載先 URL：<https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=54377>）

- (2) 入札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 10 日（月）10 時 00 分

札幌市中央卸売市場 水産棟 4 階 入札室（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目 2－1）

- (3) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

- (4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

持参又は送付により提出する場合は、上記 1 あてに令和 7 年 11 月 7 日（金）17 時 00 分までに提出すること。（送付の場合は必着）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、

納付し、又は提供なければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第 8 項各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。